

宮城県防災会議録

平成20年2月14日作成

1 会議名 宮城県防災会議

2 開催日時 平成20年2月4日(月) 午後2時から午後2時35分まで

3 開催場所 パレス宮城野 2階はぎの間
仙台市青葉区上杉三丁目3番1号

4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者：2名》

5 概要 以下のとおり

(1) 開会 (危機対策課：高橋伸夫 副参事兼課長補佐(総括担当))

(2) 議題 (議長：村井嘉浩 宮城県知事)

① 宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について

(説明者：佐藤信俊 原子力安全対策室長)

資料1：宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について

資料2：宮城県地域防災計画(修正案)[原子力災害対策編]

資料3：宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)現行・修正案対比
に基づき説明

(3) 報告事項

① 市町村地域防災計画の修正に係る専決処分について(資料4)

(4) その他

① 防災対策のこの一年(資料5)

・平成18・19年の災害等の発生状況

・(仮称)防災条例について

・市町村総合防災訓練実施状況一覧

・宮城県防災・危機管理ブログの開設

(5) 閉会 (危機対策課：高橋伸夫 副参事兼課長補佐(総括担当))

1 開会（司会）

本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

ただ今より「宮城県防災会議」を開催いたします。

本会議は、「情報公開条例第19条」に基づきまして、公開することとなっております。

本日は2名の方が傍聴しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事より御挨拶を申し上げます。

2 知事あいさつ

皆さんこんにちは。

委員の皆様には、御多忙のところ本会議に御出席賜りまして誠にありがとうございます。

また、県防災行政の推進につきましては、日ごろから多大なる御理解と御協力をいたしております、この場をお借りまして厚くお礼申し上げます。

昨年は7月15日の台風4号の接近によりまして県内各地で被害が発生し、特に白石市小原地区においては、大規模地すべりが発生し、集落が一時孤立する状況となりました。

一方、翌日16日には新潟県中越沖を震源とした大規模地震が発生し、柏崎市を中心に多数の方が被災され避難所生活を余儀なくされるとともに、東京電力柏崎刈羽原子力発電所敷地内の火災発生や、発電がストップするなど自然災害の恐ろしさを改めて思い知らされた年がありました。

皆様ご承知のとおり、宮城県沖地震の発生確率は、20年以内で90%程度以上、30年以内で99%と切迫しており、「いつ発生してもおかしくない状況」にございます。

このため本県におきましては、昨年3月に策定いたしました「みやぎの将来ビジョン」の政策推進の基本方向の1つとして、「宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり」を掲げ、県政の最重要課題として取り組んでいるところでございます。

本年4月には企業の皆様のご協力を頂きまして「みやぎ発展税」を創設いたします。この発展税を活用し、震災対策を強力に推進するとともに、物流の確保に欠かせない橋梁の耐震化や、住民による自主防災活動、企業の防災力向上のための防災リーダー育成など、防災力向上に資する緊急性の高い事業に取り組み、宮城県沖地震への備えを万全にしてまいりたいと考えております。

また、県民、地域社会、民間企業等県民総ぐるみで震災対策の強化を図るため、仮称ではありますが「宮城県防災条例」の制定に向けて作業を進めているところです。

さて、本日の会議の議題となっております宮城県地域防災計画は、震災対策編、風水害等災害対策編、日本海溝特措法編、原子力災害対策編の4編の構成となっておりまして、災害対策の万全を期すため、順次見直しを行っているところです。

本案「原子力災害対策編」は、これらとの整合性を図ることが必要となったことから、

見直しを行うこととなり、本日、その修正案をお示しさせていただくことになりました。内容につきましては、昨年9月19日に開催いたしました宮城県防災会議幹事会においてご審議いただきましたものに、国の意見を反映させたものとなっておりますが、本日の会議での検討結果を踏まえ、消防庁との正式協議に臨むこととしております。

今後とも、大規模な災害から県民の生命、財産を守るために、防災行政のさらなる強化拡充に努め、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。限られた時間でございますが最後までよろしくお願い申し上げます。

— 以下議事 —

3 議題

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

(説明者：佐藤信俊 原子力安全対策室長)

資料1：宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

資料2：宮城県地域防災計画（修正案）〔原子力災害対策編〕

資料3：宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）現行・修正案対比

● 説明

原子力安全対策室長の佐藤でございます。本日の議題であります宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正案につきまして、御説明させていただきます。御手元の資料1に基づきまして御説明したいと思います。

資料1のところに書いてございます地域防災計画につきましては、災害対策基本法第4条に基づきまして都道府県が防災機関で構成される防災会議を設置し、都道府県で作成するよう義務づけられているものでございます。そのうち原子力災害対策編は放射性物質の大量放出に係る防災計画でございます。

原子力災害対策につきましては、災害対策基本法に加えまして原子力災害対策特別措置法第5条でも作成、及び実施が義務づけられているところでございまして、原子力災害予防対策、原子力災害応急対策、原子力災害復旧対策について計画をしているところでございます。

2番目の宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）につきましては、当初女川原子力発電所の設置に伴い、当該発電所に係る原子力災害に対処するため、原子力発電所が運転される前の昭和56年10月30日に県の防災会議におきまして、「宮城県原子力防災計画」として承認していただいたものでございますが、平成11年に発生しましたJCOウラン加工施設の臨界事故を受けまして制定されました、原子力災害対策特別措置法に基づきまして原子力災害対策の中核的な拠点施設として新たに「原子力防災対策センター」（通称オフサイトセンターと呼んでございますが）を設置いたしまして、都道府県をはじめとした関係機関が連携して対処することなどが定められたものでございます。

それを受けまして、本県では平成13年4月にこれまでの計画を抜本的に見直し、

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）として修正を行ったものでございます。その後、国の中防災会議策定の防災基本計画等の修正、市町村合併等の社会的情勢の変化、県等の組織改編等により修正が必要となりましたことから、今回、平成13年4月以降の修正を行うものでございます。

主な修正点としては3つございます。

小さく※印で掲げているところでございますが、一つめは防災基本計画原子力災害対策編、本県が作成しました原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルの内容の反映ということでございますが、平成14年4月に国は、防災基本計画原子力災害対策編の中の、緊急時被ばく医療に係る修正を行っており、また、本県では平成17年度に原子力防災緊急時被ばく医療マニュアルを修正しており、これらの計画及びマニュアルとの整合性をとるために所要の修正を行うものでございます。

具体的には、第3章災害応急対策の中の第1節、緊急時医療活動において、初期、二次、三次被ばく医療機関との調整が図られたことから、当該医療機関名を明記したこと。また、これまでの計画には記載なかった労働災害時の緊急被ばく医療活動、これを第11節としまして新規に追加するものでございます。

現行・修正案対比表の括弧書きに書いてございます各ページに記載されてございますけれども、ここでは個別には省略させていただきたいと思います。

2つめは、宮城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領、災害対策警戒配備要領との整合を図るための修正でございます。これは既に修正済みの県災害対策本部警戒配備、警戒本部の組織等について、宮城県災害対策本部の事務局の組織及び運営に関する要領、災害対策警戒配備要領との整合を図っております。主な点といたしましては、第3章の災害応急対策、第4節の活動態勢の確立において、本部事務局長を総務部長から危機管理監としたほか、次長及び職員の充当職を変更し、事務局組織を係班からグループ制に変更するなどの内容でございます。細かな説明は割愛させていただきたいと思います。

3つめの修正点でございますが、これは県の組織改編及び市町村の合併等に関する反映でございます。

県の組織改編、及び平成17年4月に旧牡鹿町、旧雄勝町が石巻市と合併した等によりまして、関係箇所を修正を行っております。

主な修正点といたしましては、第1章総則、第4節、防災対策の重点的に実施すべき地域を含む市町村の範囲におきまして、町名から石巻市に変更したというものでございます。

これらにつきましても、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、修正箇所につきましては、資料2の修正案及び資料3の修正案対比に下線を付して文言の整理や表現方法の修正も行ってございます。また、今日お配りさせていただきました追加資料といたしまして、A4一枚の資料がございます。

「宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の追加資料について」という資料でございますが、こえは各委員の皆様に事前に配付させていただいた資料に一部文言等の追加・訂正がございましたので、大変恐れ入りますけれども併せて御確認をいただければと思います。

簡単でございますけれども、以上で説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますよう御願いいたします。

● 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に関する質問・意見等
東北地方整備局 久保田委員代理 菊池防災対策官

追加資料の各指定地方行政機関の業務内容のところで、地方整備局修正案の「一般国道指定区間の交通確保」というところを再修正案で「に關すること。」文言の末尾の修正ということになっていますが、原子力災害等の場合の交通確保といいますと、いろいろな条件が想定されます。

これについては、別の比較として風水害等編を参考としてこういった表現にしたとの説明がありましたが、風水害等編であれば、交通確保等に真っ先に取り組むんですけども、一般的に我々は例えば災害の復旧とか日常の維持管理とか交通確保とかについても道路法の中でも道路管理というくくりで表現していますので、できれば「交通確保に關すること。」の「交通確保」を「道路管理に關すること。」というふうな幅広く読み取れるような形で修正願えればという意見です。

事務局（佐藤原子力安全対策室長）

一般防災の方の表現の仕方を、そのまま原子力災害編にも適用した言葉として修正させていただきました。

ただ、いまお話のようにさらに幅広い立場での代用ということでありますので、そのようにさせていただければと思います。

議長（村井知事）

では、今ご提案ありましたとおり、「交通確保」という文言を「道路管理」という形に変えさせていただければと思います。

4 報告事項

市町村地域防災計画の修正に係る専決処分について

（報告者：菅原芳彦 危機対策課長）

資料4：市町村地域防災計画修正の状況（会長専決）

● 報告

お手元に配付しております、資料4「市町村地域防災計画修正の状況（会長専決）」を御覧願います。

宮城県地域防災計画につきましては、平成15年度に震災対策編、16年度には風水害等災害対策編、さらに18年度には日本海溝特措法編を当会議において御審議いただいておりますが、県内各市町村地域防災計画の作成、又は修正に関します当会議からの意見具申につきましては、宮城県防災会議規程に基づき防災会議会長

の専決事項となっております。

また、専決処分につきましては、防災会議に報告しなければならないとされておりすることから、前回開会した防災会議以降の専決処分案件について報告するものであります。

前回防災会議を開催しました平成18年7月14日以降の専決処分の状況については、災害対策基本法に基づく作成、及び修正等にいたしまして18年度13件、19年度12件あわせて25件ございますが、そのうち23件は、日本海溝特措法の施行に伴う計画の作成、及び修正を含む内容となっております。

なお、現在の県内市町村の地域防災計画の作成及び修正の状況でございますが、平成14、15年度の2カ年で実施した、第3次宮城県地震被害想定調査結果を踏まえた震災対策編の作成及び修正は、現在のところ36市町村中17市町で完了しております。

また、現在作業を行っている市町村は7市町、修正を検討しているところは12市町村でございまして、今後とも継続して早期の修正に向け指導して参りたいと考えてございます。

以上でございます。

<質疑なし>

5 その他

防災対策のこの一年（説明者：菅原芳彦 危機対策課長）

資料5：防災対策のこの一年

- ・平成18・19年の災害等の発生状況
- ・(仮称) 防災条例について
- ・市町村総合防災訓練実施状況一覧
- ・宮城県防災・危機管理ブログの開設

● 説明

お手元に配付しております、資料5「防災対策のこの一年」を御覧願います。

まず1ページをお開き願います。

平成18年の災害等の発生状況でございますが、記載のとおり8か件発生しております。

その中でも、特に平成18年10月6日に発生しました低気圧による大雨では大型サンマ漁船座礁転覆による人的あるいは水産業に甚大な被害を受けたところでございます。

漁業被害が甚大にも関わらず、当時残念ながら激甚指定には指定されませんでしたけれども、一方この被害を機に水産関係の激甚指定基準の見直しについて、知事をはじめとして国に要望を重ねました結果、激甚指定基準の一部改正が行われ、大きな成果を見たところでございます。

次に、平成19年の災害等の発生状況につきましては、御覧のとおり10か件の

災害が発生してございます。

このうち、さきほど知事のあいさつにございましたけれども、昨年7月15日の台風4号の影響による大雨で、幸いにも人的被害はありませんでしたけれども、大規模地すべりにより白石市小原地区等におきまして、孤立集落が発生したことは記憶に新しいところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

「宮城県防災条例（仮称）の検討視点について」という題目についてでございます。

防災条例につきましては、昨年の3月に県議会の「大規模地震対策調査特別委員会」から県独自の地震対策を推進する条例の制定が必要であるとの提言を受けました。それを受けまして、現在いろいろ検討しているところでございます。

1の条例の考え方でございます。大きく分けて3つのことを考えてございます。まず一つめ目として、訓示規定の列挙ではない、いわゆる宮城県独自の独自性及び実効性の確保した条例にしたいと考えてございます。

具体的には、記載のとおりでございますけれども、宮城県防災士（仮称）の創設など8項目ほど考えてございます。

二つめは、条例の構成でございますが、総則、予防対策、応急対策、復興対策の4本柱からの構成を考えてございます。

三つめといたしまして、地域住民、企業、団体などいわゆる県民総ぐるみによる震災対策推進の基本となるような条例にしたいと考えてございます。

大きな2の各項目におけるポイントでございますけれども、今申し上げました総則、予防対策、応急対策、復興対策の4本柱とそれぞれの主な実施方策を記載してございますので御覧願いたいと思います。

なお、現在「大規模地震対策調査特別委員会」との意見交換、あるいは県内部でのワーキンググループ、他県の条例等を参考にいろいろ検討してございますが、今後本日お集まりの委員の皆様や県民の幅広い意見を反映させながら、より実効性を確保した内容のものとし、来年度中の条例制定を目指したいと考えてございます。

次に、7ページをお開き願います。

平成19年度における各市町村総合防災訓練実施結果についてとりまとめておりますので御覧願いたいと思います。

最後になりますが、8ページをお開き願います。

「宮城県防災・危機管理ブログ」についてでございますけれども、これは楽天株式会社の協力によりまして、昨年3月23日に協定を締結し開設しているところでございます。ブログの内容等につきましては、記載のとおりでございますので御覧願います。

なお、ブログ開設から10ヶ月を経過してございますが、おかげさまでアクセス件数は、開設当初、年間予定件数1万件くらいと踏んでおりましたけれども大幅に上ります4万件以上と大変な好評を得てございます。

また、次のページにはブログのイメージを添付してございますので、御参照願いたいと思います。どうぞ今日お集まりの委員の皆様も御利用頂ければ幸い

に存じますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

● その他の質問・意見等

東北放送株式会社 佐藤委員

東北放送の佐藤と申します。

防災条例に関連して1件だけお尋ねさせていただきたいのですが、まずその前に宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）というのは、想定については具体的な想定というは何によって原因になって発生するかという想定がなくて、放射性物質もしくは放射線の放出という部分が想定になっているわけですね。その前の原因がはつきり書かれていないとということは、逆に言えば想定の幅が広いものですからいろんな検討ができる。

例えば、今年の現地での訓練が冬に実際に人々がどれだけ移動できるかといったようなことまで加味した訓練をやっておられるわけで、そういった意味では幅広い想定なりそういったものが可能となっているというふうに理解をいたしております。

その中であえてお尋ねしたいのは、知事も冒頭で触れられたように昨年7月の中越沖地震におきましては、想定を超える揺れが発生して、柏崎刈羽原発自体が被害を受けただけでなく、周辺地域も相当に大きな被害を受けたわけです。

この条例の話になりますが、条例は地震を想定しているわけですけれども、今回宮城県としてはこの7月の中越沖地震の教訓をベースにして、例えば女川原発についても未知の活断層があるのではないかとか、あるいは想定を超えた大きな地震が起きて広域に被害が発生して住民の避難がままならないような状況が実際起きた。その中で例えば原子力災害が発生したらどうなるのか、どうしたらよいのかというような部分まで想定した上で防災条例をお考えなのかどうか、そういうものを盛り込むお考えがあるのかどうか、もしくはここまで想定した訓練等を行うという考え方があるのかどうか、少なくとも去年7月の中越沖地震から半年たっているわけで、そういう部分で何か教訓を防災条例の中に盛り込むような材料があったかどうか、検討されておられるのかどうかお尋ねしたいと思います。

小泉保 危機管理監

県の危機管理監の小泉でございます。

ただ今、佐藤委員からの御指摘のありました原子力災害についての規定について県の防災条例でどのように取り扱うのか、あるいは取り扱う予定があるのかという風な御質問ではなかったかと思いますが、この件につきましては、当初から知事ともいろいろお話を申し上げまして、項目そのものにつきましては今の段階では確定しておりません。

先ほど危機対策課長から説明いたしましたが、大筋だいたいこのような方向で今検討しているというふうなことだけでございまして、項目そのものがコンクリートされている段階ではございません。

ざっくばらんに県議会の方々とか各方面の方々の意見を踏まえながら、特段原子力

関係を除外していくとか、そういうふうな姿勢にはしておりません。 そういった点でどうしても既存のいろんな取り組みの中で難しいといった、もう一步踏み込んではどうかという御指摘があれば、あるいは必要性があればそのような項目についても今後検討はしていきたいと考えておりますが、今の段階では特段必要があるのかどうかは判断しかねるので、さらに検討だけはしていきたい。

東北放送株式会社 佐藤委員

そうしますと、具体的に昨年の中越沖地震におけるあの被害というのは、どのようにお考えなのでしょうか。

事務局（佐藤原子力安全対策室長）

原子力安全対策室から委員の御質問にお答えしたいと思います。

中越沖地震での事象でございますけれども、皆様御承知のように発電所は耐震の基準よりも大幅に強い地震が起こったにもかかわらず、地震による原子炉の暴走とか放射性物質の大量放出とか、そういう状況にはならず安全に停止したというところでございます。 ただし、その中で所内電力用のトランスに火災が発生し、その火災の消火にあたって通報の連絡が遅れる、あるいは消防体制が十分ではなくて長時間にわたって火災が継続したということがございました。

それから私どもとして確認したことでございますけれども、発電所で安全性が保たれているといいますか、安全に停止した旨の情報が一般に報道とか広報されるのが非常に遅かったのが一つであろうかと思います。

それからもう一つ連絡が十分でなく、自衛消防隊がしっかりとしていたかどうかということです。

それから、もう一つはわれわれ周辺環境の放射性物質の監視ということで、女川においても常時行っていることですが、このデータが一時的に発電所内のデータが欠測したというような事象がございました。

これらについて、今回の宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の計画等の変更について見直す必要があるかどうかを検討しましたけれども、計画そのものの変更までにはいかないのかなとということで、われわれとしては現地における女川原子力発電所の状況について、今申し上げたような点について確認をして参りました。 その点しっかりと女川の場合においては通報体制につきましても、運転課長のすぐ脇に中央制御室の中にオンラインの通報システムが備えてあるとか、自衛消防隊もそれ以前にも火災があったということで休日夜間の態勢が整っていた。 なお、先日さらに追加ということで消防車の追加がなされていますけれども、そういった場面でわれわれとしましても、この中越沖地震の状況を踏まえまして、しっかりと体制を固めていかなければならぬと感じているところでございますが、今回、こういった具体的な計画へ盛り込む事象は特段ないのではないかということでございます。

議長（村井知事）

ほかにありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、最後にみなさまよりその他御意見等ございますでしょうか。

この際でございますので、何かありましたら挙手をお願いいたします。

それでは、以上みなさまに御説明・御報告する事項が終了いたしましたので、議長の役を終わらせていただきます。 大変スムーズに進めることができました。
どうもありがとうございました。

6 閉会（司会）

大変ありがとうございました。

これをもちまして、宮城県防災会議の一切を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

<14時35分終了>